**【熊本県立氷川高等学校校長宿舎】**

|  |
| --- |
| **関係様式**  １　県有地購入申込書（１号様式）  役員一覧（１号様式別紙）  ２　県有地購入申込取下書（２号様式） |

**★熊本県立氷川高等学校校長宿舎専用の様式です。**

**１号様式**

令和　　年　　月　　日

　熊本県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　〒

氏　名　 　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

県　有　地　購　入　申　込　書

　　下記の県有地の購入を申し込みます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件  番号 | 物　件　名 | 所　在　地 |
| ９ | 熊本県立氷川高等学校校長宿舎 | 八代市鏡町鏡村字小柳９３７番７ |

注１）県が指定する期限内に契約を締結していただけない場合は、申込みの効力を失うものとします。

注２）印鑑は、印鑑登録済みのものを使用してください。

注３）印鑑登録証明書を添付してください。

注４）法人の場合は、履歴事項全部証明書及び別紙「役員一覧」を添付してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付印　　　　　　　　　　　受付番号

（法人の場合のみ提出）

**１号様式別紙**

役　員　一　覧

(　法人名 　　　 ）

令和　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　名 | 住　　　所 | 生年月日 | 性別＊ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）

・　履歴事項全部証明書に記載されている役員及び社会福祉法人法等で設立に関して規定された役員（理事、監事等）の全員を記載すること。

・　申込者が支店又は営業所である場合は、役員全員のほか支店又は営業所を代表する者を記載すること。

・　氏名には必ずふりがなを記入すること。

・　本書類の提出をもって、県有地購入申込資格の確認（警察本部への情報提供等）で使用することに同意したこととします。

※　申請書等における性別記載欄については、県有地購入申込み資格の有無を判断するために必要です。（先着順随意契約要領第２条第１項第４号参照）

**２号様式**

令和　　年　　月　　日

　熊本県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　〒

氏　名　 　　　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

県　有　地　購　入　申　込　取　下　書

下記の県有地の購入申し込みを取り下げます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件  番号 | 物　件　名 | 所　在　地 |
| ９ | 熊本県立氷川高等学校校長宿舎 | 八代市鏡町鏡村字小柳９３７番７ |

記

注１）印鑑は、印鑑登録済みのものを使用してください。

**買受者となった後に必要となるもの**

１　契約保証金 県による国庫補助金の返還手続き完了後、県の発行する納入通知書により、契約金額の１０％以上の額をお支払いください。契約保証金の納入を確認後、契約締結の手続きを行います。

なお、納入後は、領収書のコピーを県にお送りください。

２　売買代金 契約金額と契約保証金の差額を、県の発行する納入通知書により、契約書に規定する期日までに、県の指定する金融機関にお支払いください。

なお、納入後は、領収書のコピーを県にお送りください。

３　収入印紙  **紙による契約を行う場合**は、契約締結時に、契約書に貼付する必要がありますので、契約金額に応じた収入印紙を１枚ご準備ください。収入印紙は郵便局で購入できます。

|  |  |
| --- | --- |
| 契　約　金　額 | 税　額 |
| １００万円を超え　５００万円以下のもの | １千円 |

４　登録免許税 課税標準額「固定資産税評価額（千円未満切捨）」に「税率」を乗じて百円未満を切捨てた額となります。

法務局で所有権移転登記手続きをするのに必要となりますので、納付書により金融機関、郵便局でお支払いください。

なお、納入後は、**領収書の原本**をお送りください。

（参　考）

**①不動産取得税**　→　土地・建物を購入したときにかかる税金

不動産を取得した人に課税される税金で、不動産を取得したときに１度だけかかります（評価額×税率　※軽減措置がある場合があります）。

**②固定資産税・都市計画税**　→　土地・建物の保有にかかる税金

不動産を所有しているときにかかる税金です。

■**問い合わせ先**

①不動産取得税

熊本県県南広域本部　課税課（０９６５－３３－３１８０）

②固定資産税

八代市役所　財務部　資産税課（０９６５－３３－４１０８）